

平成26年度穴粟市第5回予算決算常任委員会会議録（第6日目）

日 時 平成26年9月26日（金曜日）

場 所 穴粟市役所議場

開 議 9月26日 午後1時30分

議 題

（1）第59回穴粟市議会定例会付託議案案件審査

（2）その他

出席委員（16名）

委員長	東 豊 俊	副委員長	小 林 健 志
委員	鈴 木 浩 之	委員	稲 田 常 実
"	伊 藤 一 郎	"	飯 田 吉 則
"	大 畑 利 明	"	榎 橋 美 恵 子
"	西 本 諭	"	秋 田 裕 三
"	藤 原 正 憲	"	福 嶋 齊
"	山 下 由 美	"	林 克 治
"	実 友 勉	"	高 山 政 信

欠席委員（1名）

委員 岡 前 治 生

事務局

局	長 中 村 司	課	長 前 田 正 人
主	幹 清 水 圭 子	主	幹 原 田 涉

(午後 1時30分 開議)

東委員長 御苦労さんです。

ただいまより、平成26年度第5回予算決算常任委員会を開催します。

開会前に岡前委員から体調不良により欠席の届けが出ておりますので、お知らせをしておきます。

決算委員会委員の皆さん4日間にわたる審査、そして、またまとめ御苦労さまでございました。

それでは、早速議題に入ります。

第59回宍粟市議会定例会付託案件審査を議題とします。

9月1日の本会議で上程され、11日の本会議で本委員会に付託されました第94号議案から第105号議案までの平成25年度決算認定12議案を一括して審査をいたします。

詳細審査は、決算委員会で行いましたので、審査の経過と結果の報告をお願いをいたします。

決算委員長、秋田委員長お願いします。

秋田決算委員長 決算委員会審査報告をいたします。

お手元に報告書を取りそろえておりますので、それを見ながらお願いいたします。

下記のとおり、第59回宍粟市議会定例会に上程があり、予算決算常任委員会に審査付託のありました平成25年度各会計の歳入歳出決算にかかわる第94号議案から第105号議案までの12議案について、決算委員会を招集し、詳細審査を行いましたので、予算決算常任委員会運営要綱第4条の規定により御報告を申し上げます。

審査日は、平成26年9月12日、16日、17日、18日であります。

審査場所は、当議場であります。

出席委員は、秋田裕三、西本 諭、鈴木浩之、小林健志、飯田吉則、東 豊俊、岡前治生、林 克治、高山政信であります。

欠席委員は、9月17日、東 豊俊委員であります。

説明員は、局長以下関係職員。

審査資料につきましては、平成25年度宍粟市各会計決算書、平成25年度主要な施策の成果説明書、及び部局より提出のあった関係資料であります。

審査の経過と結果を御報告いたします。

平成26年9月1日、第59回宍粟市議会定例会において上程があり、同月11日に予算決算常任委員会に付託され、同日の委員会において決算委員会を設置し、詳細審

査をすることになりました。第94号議案、平成25年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第105号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案の審査につきまして、同日、決算委員会を開催し、委員長に秋田裕三、副委員長に西本 諭氏を選出し、その後、審査日程及び審査要領を協議しました。

審査の日程は前述のとおりで、平成25年度決算書及び主要な施策の成果説明書を中心に各部局ごとに説明員の出席を求め審査をいたしました。

以下、審査の結果の報告であります。

資料の審査議案及び参考賛否を御高覧願います。

第94号議案から第105号議案までであります。

審査の中で委員から出された主な意見と指摘事項は次のとおりであります。

企画総務部・選挙管理委員会事務局につきましては、一般会計の財政指標においては、一定の評価はできます。

実質公債費比率に関しても、現在の数値は評価できますが、今後の交付税一本算定を見据えての将来設計が必要です。

行政懇談会での参加人数は増えていますが、市民と行政との直接対話の機会でもあることから、より多くの市民が参加できるような工夫をされたい。

しーたん通信・しそうチャンネルの加入率を上げる努力が必要との指摘がありました。特に、しーたん通信は、災害に備えての大きな役割を果たすことを念頭に置くべきです。

市のホームページ運用に関しては、各部局が連携を密にして、更新をスピーディに行うべきであります。

また、市勢要覧に関しては、合併から10年経過したこともあり、市民にわかりやすく、見やすいものの発行が必要との意見がありました。

事務的な部分で、文章・資料作成上のミス等が多く見受けられることから職員研修の充実を求めました。

また、時間外勤務については、結果としては減少していますが、さらなる削減の取り組みを期待します。

まちづくり推進部。

「しそう元気げんき大作戦事業」での予算執行状況が予算額2,350万円に対して、不用額が1,048万円と多いことに議論が集中しました。既存事業への補助の継続、新規事業への補助の拡充、補助対象についても、人件費なども対象とするなど、市

民にとって取り組みやすい補助事業となるよう指摘があり、担当課でも検討するとの答弁でした。

「女性によるまちづくり活動支援事業」についても、予算額300万円に対して執行額が60万円と少ないことに対しての指摘がありました。担当課は、市内から婦人会がなくなる中で、自治会の中に女性会が位置づけられていることを踏まえ、あり方を再検討するとの回答でした。

一宮の旧村ごとのコミュニティセンター管理費については、合併時からまだ調整ができていない項目であり、今後調整していきたいとのことでした。

このほか、過疎債をソフト事業に使用していること、防犯灯のLED化の増設は進んでいるがその管理のあり方について、また、自主防災組織は、結成から年数も経過しているため、実情に合ったものに整備してはどうかなどの意見がありました。

市民生活部。

環境施策推進の面からもペレットストーブの普及に努められたい。

住宅建設資金等貸付金事業に係る不納欠損について、相続放棄をされたらどうにもならないため、今後の見通しについてはどうなっているのかとの質疑に対して、努力はしているが相続人が多く難しい面もあるものの、接触できる範囲で徴収を行っていくとの回答でした。

また、滞納が20年前から放置されているが、安易に不納欠損とならないよう努力するようとの意見等がありました。

宍粟美化センターのRDF施設の解体がされましたが、跡地活用、浸出水の管理、周辺管理に努めるようとの意見がありました。

ジェネリック医薬品利用による国保会計への効果等についての質疑があり、現状では窓口で普及促進をしているとの回答でした。

コンビニ収納によって納税にどのような効果があったのかについては、昨年10月からの開始以降、効果は上がっていますが、現時点での分析は十分にはなされていないとのことでした。

適正受診、病気の早期発見等に取り組むことにより医療費の抑制に努めるようとの意見がありました。

健康福祉部。

外出支援サービスについては、拡大傾向にあるが、真にサービスが必要な人に必要なサービスを提供できるよう、みなし認定の扱いも含め、外出支援サービスのあり方を見直していく必要があります。

シルバー人材センターは、2億円以上の売り上げがあります。国及び市における補助金のあり方についての質疑に対しては、多くの高齢者に包括的に参加してもらいたいので、今後も今の運営方式を継続するとの回答でした。

介護保険の収入未済額については、保険料に影響のないよう徴収に努力されたい。

敬老会開催補助事業に関しては、参加率が40%を切る状況にあるので、今後、敬老会事業のあり方を検討されたいとの意見がありました。

特定健診の受診率が40%であるので、さらに検診率が上がるよう努力・検討されたいとの意見がありました。

出会いサポート事業については、さらに出会いの場を提供するとともに、宍粟市内への定住促進に繋がられたいとの意見がありました。

産業部・農業委員会事務局。

耕作放棄地対策について、JAやシルバー人材センターと連携して取り組みを行っているかの質疑に対し、維持管理のためにシルバー人材センターが2件の草刈り等の委託を受けているとの回答がありました。また、JAとはこれから協議を進めていくとのことでした。

また、市総合計画の後期基本計画に上げられた指標を意識して事業を進めているかについては、目標値は内部的に持って取り組んでいるとのことでした。

特定地域において、農地移転の要件を30アールから10アールに軽減したことで、新規就農者やUターン、Iターンの人たちに対しても、小面積で農地が取得しやすくなり、空き家対策とあわせて定住化にも繋げていきたいとのことでした。

林業施策において、緊急防災林整備事業の補助があるが、自治会等の要求に応えられているのかとの質疑に対して、市単独のしそ防炎景観推進事業等などで、対応できているとの回答でした。

儲かる林業が叫ばれて10年になるが、その方向性はどうかとの質疑については、森林経営計画による団地化、搬出間伐材のための林道・作業道の整備が進んでおり、林地残材の有効利用の方向性も見えてきたとの回答でした。

獣害防止事業の効果については、兵庫県では、平成25年度シカ約14万頭を平成28年度までに6ないし8万頭に作る計画をしているところであるが、それによる宍粟市への効果は、はっきりと見えるかどうか難しいとのことでした。

観光においては、千種ゆり園の効果もあり、入り込み客は前年度より7万5,000人増となっています。観光協会と森林王国協会の事業を推進する中での各団体の住み分け、観光イベントと地域イベントとを分けること、新たなイベントの実施も含

めて見直しをする必要があるのではないかという意見がありました。

建設部。

道路橋梁費においては、入札による差金や地権者との道路用地・補償交渉の難航に、執行率が低率になったとのことでした。

橋梁長寿命化計画による財政面における効果と計画概要はどのようになっているのかとの質疑に対しては、橋梁は架設から100年を経過すると、老朽化が進み、架け替えによる大きな費用がかかるため、計画的に修繕を行うことにより、橋梁の長寿命化を図っているとのことでした。長寿命化によって、架け替えに要する費用を安価におさめるとともに交通への支障を軽減することができます。概算で230億円の費用がかかるものが80億円程度で済むことなどの効果があります。調査件数は、15メートル以上の橋梁が161橋、15メートル未満424橋とのことでした。

通学路点検緊急改善事業としては、通学路小学校区28カ所、中学校区8カ所の点検を行い、9カ所で事業を実施し、安全安心な交通環境の整備に努めたとのことでした。

都市計画税の活用はどのようになっているのかとの質疑に対して、下水道事業に多く活用しているが、都市公園の整備にも活用をしたとの回答でした。

工事入札については、不調が多く見られるため、いま一度、最低制限価格の設定も含めて検討するようにとの意見がありました。

地籍調査事業については、山林の所有者が高齢化しているため、なるべく前倒しで事業を推進されたいとの意見がありました。

上水道事業では、取水箇所確保のためのボーリング調査を平成24年度より行っており、中井、段の2カ所で良質で十分な量の水が取水できることが判明したため、今後、地域への影響等を調査していきたいとのことでした。

上下水道料金は未収が多いので、滞納徴収に努力をするように求めました。また、効率的な運営をすることにより、水道料金が少しでも安価になるよう求めました。

会計課。

会計課については、特に意見はありませんでした。

議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局。

議会事務局については、議会改革推進には事務局職員の研修も大事であるため、引き続き、積極的に研修参加に努められるようにとの意見がありました。

議会事務局が事務を担当している公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員

会については、特に意見はありませんでした。

教育委員会。

教育委員会では、少子化の時代に対応するため、学校校舎・園舎の耐震化等の施設整備による安全・安心の確保と、各種教育環境等の充実が急がれます。

学校教育の各種取り組みについて、学力状況調査などの情報を詳細に分析した上で、対応策を検討し、関係機関と連携しながら、今後も確かな学力育成の取り組みを充実させ、推進されたい。

幼児教育・保育、学童保育について。平成27年度からの子ども子育て支援制度に対応するためにも、現状を把握し、場所、指導員、機会、教育・保育内容の充実に向けた取り組みを推進されたい。

不登校、いじめ対策について。教職員、児童生徒と学校カウンセラー、適応指導教室等の関係機関が連携し、発生抑制と解決の取り組みを充実されたい。

特別支援員や教員マイスター制度等、学校教育充実に向けた各種取り組みは、教職員だけでなく受益者である児童生徒、保護者からの意見も考慮しながら、より効果的な制度にされたい。

読書活動について、市内の児童生徒、市民の読書習慣の把握、移動図書館を含む公立図書館、学校図書室の環境整備、また司書等、読書活動に携わる方々と連携しながら、より効果的な読書活動を全市的に推進されたい。

学校園所の耐震化など安全対策について。平成28年4月時点で耐震化率96.9%となるとの報告がありましたが、平成27年度で100%という計画から遅れています。学校規模適正化、幼保一元化計画にあわせて耐震化や改修をすると、安全な教育・保育環境の整備も遅れてしまうため、計画全体の再検討を図られたい。

生涯学習の推進について、各生涯学習推進協議会への補助という形で、旧町時代の予算規模、事業内容を継承するだけで発展が見られない。市全体として生涯学習事業の再検討をされたい。

「宍粟の良さを知り宍粟を愛する子どもの育成」について、各種取り組みによって、「自分の住んでいる地域が好きである」児童生徒の割合は伸びています。ここに自然学校推進事業補助金が含まれていますが、自然学校については、本来の目的に立ち返り、事業内容の見直しをされたい。

保育所保育料や学校給食費などの滞納について、訪問徴収、返済計画の策定など、徴収の取り組みを再検討し、不納欠損を出さないように努力されたい。

総合病院。

現在の厳しい情勢等は理解していますが、毎年度損失が出ている原因を分析の上、さらなる対策を講じられたい。内部留保金が2億円余りとなっていますが、それで運転資金の不足が生じないのかなど、病院の経営状況について、意見が集中しました。

現在の取り組みとしては、自らの病院で医師を育てるという観点から、基幹型臨床研修病院の指定を受けたことによる研修医の受け入れや地元出身医師とのコンタクト、奨学金制度、院内託児所設置等の取り組みにより、医師、看護師の確保に努めており、徐々に効果が出始めているということでしたが、経営改善に向けたさらなる努力を求めました。

以上であります。

東委員長 決算委員長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

大畑委員。

大畑委員 ちょっと数があるんですけども、まずどのような方法でやらせてもらったらいいでしょうか、質疑は。

東委員長 できましたら、部局での質疑が望ましいかなと。

大畑委員 部局単位でですね。

それでは、何点かお伺いをいたします。

まず、まちづくり推進部なんですけど、しそく元気げんき大作戦の不用額が多いということで既存事業への補助の継続とか、新規事業への補助の拡充とかがあっていうのがありますけども、これは具体的にどういうことなのか、質問をさせていただきます。

それから。

東委員長 大畑委員、一つずついきましょうか。1点ずつね。

今の件、ちょっともう一度。

大畑委員。

大畑委員 元気げんき大作戦、非常に不用額が多いということで、その対策として既存の事業への補助の継続とか、新規事業への補助の拡充という意見が出ているというふうにこれで読み取ったんですが、もう少し具体的にどういうことなのか、教えていただきたいという質問です。

東委員長 秋田委員長。

秋田決算委員長 ただいまのことにつきましては、予算額が2,350万円に対して約半分しか使っていないということで、事業が進んでいないのではないかという委員のほうから対しまして、当局の回答としては、各種の補助計画に対して申請が少ないという意味の回答がありました。

東委員長 この委員会の質疑に関しては、委員長またはその担当部局を担当する委員が答弁をすることも結構ですので、もし担当部局の委員で答弁を補足される場合は挙手をしてもらったら結構です。

大畑委員、よろしいか。

大畑委員、どうぞ。

大畑委員 ごめんなさい。一つその不用額の金額がこれ執行額の誤りじゃないかということちょっと確認をさせてください。1,048万円。

それと、ただいま私が質問したのは、そういう執行が十分できていないところから、その既存事業へ補助を継続せえとか、あるいは新規事業への補助を拡充せえというふうにこちら側が意見をおっしゃっているわけですね。ですから、それはどういう議論をされたんかということちょっと伺いたかったわけです。その中身について。

東委員長 委員長、答弁ありますか。

高山委員からの答弁でも結構ですよ。

秋田委員長。

秋田決算委員長 ただいまの不用額1,048円、それは成果説明書の43ページの上段になりますが、間違いであります。おわびして訂正したいと思います。

決算額が1,048万5,000円になっております。決算額の間違いです。失礼をいたしました。その点はそのとおり。

東委員長 大畑委員。

大畑委員 ここは不用額のことを言いたいと思うので、決算額が1,048万円であれば、差し引きして不用額をここに上げたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

伺いたいのは、既存事業への補助の継続というのは、これまで元気げんきで補助を受けてこられた既存事業に、さらに継続をしるというようなことが議論されていたのか、その辺のことをちょっと伺いたいんです。

東委員長 鈴木委員、答弁されますか。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 これ座ったままでいいですかね。

ここに関しては不用額が多いというのは、毎年指摘されることなんですけど、既存事業への補助の継続というのは、立ったほうがいいですか、すみません。

既存事業への補助の継続というと、ちょっと文章表現として問題があるかと思うんですけども、実際に同じようなまちづくりの事業に、その補助元気げんきが使えないかどうかという質疑はありました。で、それとあと、新規事業への補助の拡充というのは、結局、元気げんきが新規のまちづくりに対しての補助、3年とか継続はあるんですけども、基本がそこなので、もっと新規事業を掘り起こせという意味での議論はありました。

それで、あと委員会の中でのやりとりとしては、その既存事業への補助に関しては、ほかの別の部分で補助すべきという意見もありましたし、まだ現在ある事業も同じような種類ならば補助するべきだという意見、ここはまだどちらがということにはなっていない、相反する意見が出ています。

あと、その後の補助対象に関して中身として、結局、人件費等にその補助金が充当できないという部分もあって、補助金の使途ですね、使い道について、もうちょっと緩和したり、実態にあったものにすべきではないかと、そのあたりが議論されたというふうに思います。

東委員長 私、先ほど担当部局、担当委員ということで、まちづくり高山委員と申しあげましたけど、ちょっと誤りで、この部分は岡前委員の担当でありました。高山委員は市民生活部の担当委員となっておりますね、おわびして訂正いたします。

大畑委員、ほかありますか。

どうぞ。

大畑委員 次に、市民生活部、お願いいたします。

まず、環境施策推進の面からペレットストーブの普及に努められたいと、これはよくわかるんですが、環境施策の推進といいますと、もっとほかにいろいろ補助を使いながらエネルギーの自給率を高める取り組みをしておりますが、その辺の議論はどのようにされたのか、お伺いしたいと思います。

東委員長 秋田委員長、どうぞ。

秋田委員長、環境施策推進の面からほかのペレットストーブ以外にも、ほかのことも議論されたのかどうかということです。

秋田決算委員長 申しわけない、横からちょっと聞き取りにくいんです私、正直ね。その発言内容がちょっと理解できない。もう一度質疑を。ぼそぼそと言われると非

常に聞き取りにくいんで言うてみて。

東委員長 大畑委員。

大畑委員 今、委員長が言ってくださったように、環境施策推進の面からこのペレットストーブの普及以外にもどのような議論がされたのかということをお伺いしています。

東委員長 秋田委員長。

秋田決算委員長 その件につきましては、ペレットストーブの意見は出ました。ほかにはオフセットクレジットの意見も出ました。その内容であります。オフセットの発言もありました。

東委員長 高山委員、何か補足があれば、なければなしでもいいですけど。

ありますか、ないですか。

(「なし」の声あり)

東委員長 大畑委員、よろしいか。

じゃあ、鈴木委員、補足があれば。

鈴木委員 環境施策に関しては、成果説明書でいくと50ページの再生可能エネルギーの普及であるとか、森のゼロエミッションの関係で審議がされたと思うんですけども、まず、木質ペレットの消費量のことに関しては、すみません、メモがあって恐らくなんですけども、消費量、総合計画の中に平成25年度目標値で250トン年間ということがあるんですけども、そのあたりが132トンにとどまっているというあたりで、もっと環境施策推進のためにペレットストーブという手法を普及すべきということが議論されました。

あともう1個は、先ほど言った再生可能エネルギーの関係で、太陽光の設置件数ですね、平成25年の結果68件ということで、目標値に到達していないんですけども、これもいろいろ買い取りの価格が落ちたりということで、いろいろ社会的な情勢があるんですけども、実際に総合計画の中では平成25年度290基、290件ですね、年間。ということで、もう大幅に下回っているというこのあたりで議論が集中して、そのオフセットクレジットのあたり話は出たんですけども、なかなか的確なというか、答弁とやりとりは深まっではないんではないかというのが、その審議にかかわった者としての見解です。

東委員長 大畑委員。

大畑委員 ありがとうございます。

それじゃあ、次に、同じ部なんですけども、国保会計のところ、ここにはちょ

っと記載がないんですが、私、決算質疑のときに第三者行為のことを少しお尋ねをいたしました。労災保険適用のものが国保診療されているんじゃないかと、その辺の実態をどの程度把握されているのかというようなことも質疑させていただいたんですが、小委員会の中でそういう議論がなされたのか、なされなかったのか、それだけで結構ですが、お教えてください。

東委員長 秋田委員長。

秋田決算委員長 その点についての質疑はありません。

東委員長 鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 その点については、市民生活部から出ている審査資料に基づいての審議の中で、何でしたっけ、レセプト点検の話の中で、実際にどういったもの、第三者行為、不当利得、あと労災がどれくらい見つけれられたかということに関しては審議があったと記憶しています。

東委員長 大畑委員。

大畑委員 次に行ってよろしいですか。

東委員長 はい、どうぞ。

大畑委員 健康福祉部の関係でございますが、ここにはないんですけども、実は平成25年度で、地域福祉計画の策定をするという当初予算がありましたが、それが全て平成26年度に繰り越しをされました。平成25年度に実施できなかったことに対するのやりとりがあったのかどうかと、もう1点は、障害者福祉に関する意見等がこれの中には全く載っていないんですけども、その辺の議論がされたのかどうか、お教えてください。

東委員長 秋田委員長。

秋田委員長、障害者福祉の件で議論がされたのかどうか。

秋田決算委員長 ちょっと今思い出してるから、ちょっと待ってください。

詳しいやりとりはないように思います。外出支援に関する質疑等が中心のやりとりはありました。したがって、今の意見についての回答になるかならないかわかりませんが、十分な質疑はありません。

東委員長 大畑委員。

大畑委員 それともう1点、地域福祉計画の未策定に関する議論がされたかどうか、お尋ねします。

東委員長 秋田委員長、ありますか。

秋田決算委員長 その件につきましても十分な質疑はありません。

東委員長 大畑委員。

大畑委員 それでは、すみません、建設部でございます。

都市計画税のことが中段あたりに書いてあるんですが、これは活用に対する質疑に対しての答弁だけに終わっているんですが、議会からの都市計画税の使い方についての意見とか、そういうものは出ていないんでしょうか。

東委員長 秋田委員長。

秋田決算委員長 都市計画税についての使い方云々の深い議論はありませんでした。今報告に書いているところがメインであります。

東委員長 鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 確かに、今委員長の御報告のとおり、深い質疑はありませんでしたが、都市計画税がほぼ流域下水道の整備に使われているという事実、一部公園に使われているというこの報告のとおりなんですけれども、中ではその都市計画税のそもそもの意味ですね、なぜその特定地域だけに賦課されるのかとか、あとは下水の考え方として、やっぱり特定地域を絞ることはなかなか難しいので、そのあたりの公平性とかという意味で、今後しっかりとその用途なり計画を進めるのか、それを廃止するのか等も含めて、しっかりと税の公平性を担保するよというぐらゐの意見で終始していたかと思ひます。

東委員長 ここで一旦大畑委員の質疑を打ち切って、次の方に。また戻ってきますので、ほかの方からありましたら。

ほかの委員の方はないですか。

(「なし」の声あり)

東委員長 じゃあ、大畑委員、どうぞ。

大畑委員 すみません、最後にさせていただきます。

教育委員会の関係ですが、一番最後のくだりに、学校給食費の滞納の問題が書いてございます。平成25年度の一般質問とか委員会とかいろんな場でこの学校給食費の徴収について、学校に任せるのではなくて、公会計化を図るべきではないかというよゐな議論もされてきたかと思ひんですが、その辺のやりとりはなされたでしょうか、お伺ひしたいと思ひます。

東委員長 秋田委員長。

秋田決算委員長 その部分については、かなり突っ込んだ議論が出ました。例えば、給食費等の滞納につきましては、保証人をつけたらいかかという意見もありました。そういったことで滞納防止を図られるよゐという意見もありましたが、今日

の報告では2行ほどの表現にしておりますけれども、具体的にはそういうやりとりはありました。

東委員長 ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

東委員長 ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

討論は、この委員会ではしないことになっておりますので、これより自由討議を行います。

自由討議は今から一応30分間以内としたいと思います。

発言したい委員は挙手をお願いします。

大畑委員。

大畑委員 すみません。それでは自由討議ということで何点かさせていただこうと思うんですが、まず、まちづくり推進部のこの「しそ元気げんき大作戦」の関係で、先ほど質疑で鈴木委員のほうから説明をいただいたような文言に訂正をされるほうがいいんじゃないかなという気がいたします。

なぜかといいますと、この既存事業への補助の継続ということは、少し議論の中で当局に対して意見を言うということではなくて、新規事業の掘り起こしとか、あるいは人件費などをもっと使いやすいものを対象とするような用途について検討せよというようなことが趣旨だったようですから、少し文言整理が必要ではないかというふうに考えました。

それが1点です。

それから、美化センターのRDF施設の解体後のことが書いてあるんですが、これは議会としてどういうふうに考えていいのか、ちょっとほかの委員の方にも御意見を頂戴したいわけですが、あそこはRDF施設と最終処分場という形でまだ残っておりますが、この跡地活用とかというのは、どういうふうなイメージでこれは意見が出ているのか、ちょっと伺いたいと思います。

むしろあそこはダイオキシンが長く最終処分場に貯蔵してあるということで、そういうことからすると、この浸出水の管理とか、周辺への環境を悪化させないための努力が必要だというふうに思うんですが、この跡地活用というイメージがちょっと湧かないので、その辺について教えてください。

それから、都市計画税の関係でございますが、ここも文言として当局の回答のみで終わっていることに対して、もう少し議会としての意見を述べる方がいいんじゃない

ないかなというふうに私は思います。

本来、都市計画税は区画整理事業、都市計画道路事業とか、公園事業とかという形で、都市計画の事業の用に供するという事で、目的がはっきり定められておるわけですが、実際、今、多くの都市計画税が下水道の償還財源として充当されていると。ここに非常に都市計画区域内にお住いの市民の方々から不満が出ていると。周辺下水道との違いは何なのかとか、そういう意見が出ているかというふうに思うので、議会としてももう少し本来の使い方をするようにみたいなコメントを入れるべきではないかなというふうに私は考えるわけですが、いかがでしょうか。

以上3点です。

東委員長 ただいま大畑委員のほうから自由討議ということで3点上がってまいりました。

しそう元気げんき大作戦の件、それから、R D F、特に跡地利用に関してはダイオキシンの問題も含めてということ、それから、都市計画税、議会としての意見を述べるべきじゃないかというような討議がありましたけども、これに対してほかの委員の方、討議がありましたら挙手をお願いします。

伊藤委員。

伊藤委員 まちづくりの事業の補助金が総体的に全て不用額が多いんですね。それで、どうも不用額をつくるんは悪いことはないと思うんですけども、やはり、こういう活力あるまちにしたいと思ってつけた補助金がこんだだけ総額的にどっこもが使われないということに対して、もっとやっぱり議会としてこうしなさいというような指摘があってもええんじゃないかと思うんですけど、どないですかね。

東委員長 高山委員、どうぞ。

高山委員 先ほど大畑委員がおっしゃいましたけれども、伊藤委員が先ほどおっしゃったことと重複するだろうと思うんですけども、私がこれ発言した内容だろうと思うんですけども、実際、私ももうこれを活用させていただくということで、市のほうにお願いをしました。ところが、ここにも書いてあるんですけども、材料費等については出てまいります。申請すればかなり出てまいるんですけども、それにかかわる、例えば人件費等々についてなかなか出費ができないということで、かなりそのあたりがまず使い勝手のよいという発言をしたら、少しニュアンスが違いまして、そういったことはちょっとここには書いてないんですけども、本当に市民にとって元気が出るような使い勝手のいい活用方法があったらなというような発言をさせていただきました。

それと、いろいろと書類提出のときに、いろいろな煩雑なこともございますし、要綱を少しく触っていただいたらなというようなことも申し上げました。そういうことですので、少し、まだまだ元気げんき大作戦が市民の中に浸透していない部分もあるんじゃないかなというようなことを思っておりますので、またその点もよろしくお願いしたいなと思うんですけれども。

その件だけでよろしいですか。

東委員長 続けてどうぞ、高山委員。

高山委員 もう1点、大畑委員のほうから発言がありました美化センターの件なんですけれども、その件につきましても地元でございますので、私のほうから発言をさせていただきます。

跡地活用ということの部分はですね、底地、あそこにつきましては岩野辺自治会がもともと管理をされておりまして、岩野辺自治会の使用地ということで、逆に言えば、市のほう広域の行政のほうで使わせていただいとったという立場になろうかと思うんですけれども、その跡地をRDF施設が解体された跡地を、本来ならば山にして復帰するというのが認識の中にあるかと思うんですけれども、岩野辺自治会のほうに問い合わせをされたら、あの跡地をでき得れば太陽光発電とか、いろいろな使い道があるんで、もう少し考えさせていただきたいというようなこともまずおっしゃっておられるようです。だから、まだ岩野辺自治会のほうで検討をされておるということでございます。

また、ダイオキシンの発生を見ました。確かにそういうことがございますので、浸出水を今後ともいろいろな形で計測して行って、安全安心な水を下流に流すということになろうかと思うんですけれども、そのあたりがお答えになるかどうかかわらんのんですけれども、そういうことのようにございます。

審議の中ではそういった話が出ませんでしたけれども、後々聞きましたら、そういうことを岩野辺自治会との協議をされておるという話が出てまいっておりますので、報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

東委員長 ほかに。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 先ほどのまちづくり推進部のしそ元気げんき大作戦のことは、大畑委員のおっしゃるとおり、2行目の既存事業への補助の継続という文言だけでは、なかなかこちらの審議の経過というかが伝わりにくいかなと思うので、文言は

新たにちょっと考えなければならぬかなと思います。

先ほど高山委員が御回答いただいたように、審議の中ではどちらかといったら、やはり新規事業の掘り起こし、それには団体とか市民団体、NPO等の育成も含めて、やはり手がつけられていないというところまでも指摘はしておりますので、やはり、先ほどの文言を変えることと、あと新規事業に取り組む団体の掘り起こしとか、周辺状況、あとは先ほどの用途ですね、そういったところを明確に提案として入れたほうがいいかなとは思いますが、ただ、この報告書が議会に対しての提出のものなので、そのあたりの提出先との兼ね合いがあるかと思うんですけども、議論の中ではそういったことはありましたので、もうちょっとそれをしっかりと伝えるためには文言を整理する必要があるかと思えます。

東委員長 ただいま大畑委員、伊藤委員、高山委員、それから鈴木委員、4人の方から討議発言がありましたけども、しそ元気げんき大作戦に関しましては、4人とも共通の認識のような発言でしたので、ほかにありましたらどうぞ。

ほかの考えの討議がありましたら。もしなければ次のことで結構ですけども。

大畑委員、どうぞ。

大畑委員 皆さん、共通認識はあるかというふうに思うんですけども、この元気げんきのつくっておられる目的が、本来市民が主体的にまちづくりについて考えていくと。そのことをしっかり計画を持って、プレゼンテーションなどを行った上で補助金をつけていくという、本来、補助金の審査もしっかりされているんじゃないかなというように思うので、そういうことがなかなかまだなじんでいない土地柄なんだろうというように思っています、補助金なんていったら、市から市民に直接出されるということにずっと慣れてきましたので、自分たちから事業を提案していくというようなことが、まだこれから普及していかないと不用額は解消しないだろうというように思うんです。

そういう意味で、もちろん使いやすいように変えていくことも一つですし、もう一方では、各小学校区単位ぐらいで、今まちづくり協議会というのを進めようと言われてますから、そういうものも並行的に進めて行かないと、なかなか執行率が上がらないんじゃないかというように思いますので、そういう地域でのみんなで話し合う場ですね、そういうものをしっかりつくれというようなことも少し補足意見として出したらいいんじゃないかなというように思います。

東委員長 この件ではこれで結構かと思えます。皆さん、共通の認識のようですね。

じゃあ、ほかの件でもどうぞ。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 先ほどの美化センターの関係なんですけど、高山委員からの御回答の中で、ここには跡地活用というふうに書いてあるんですけども、そういった原状復帰であるとか、その自治会への返還とか、そういったことがあるのであれば、この跡地活用というだけだと、やはり市が率先して何かあいた土地を活用するというニュアンスなんで、どちらかというと、今のお話だと自治会の土地なので、自治会が活用したいという意向があるのであれば、ここも文言整理をしたほうがいいかなというふうに思います。

高山委員の回答のとおりだと、ここの回答の内容が跡地活用という中にはちょっと含まれないというか、この中のこれではちょっと不十分かなと思いますので、そのあたり御意見とかアイデアをいただければいいんじゃないかと思います。

東委員長 美化センターの跡地活用の件で討議はありますか。

(「なし」の声あり)

東委員長 ないようでしたら、ほかの件でどうぞ。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 ここの指摘のところで、健康福祉部で外出支援サービスについての指摘があるんですが、これはそのとおりなんですけどね、これにかわる制度的なことをやっぱり言うておかないと、これだけやると、今度外れた人をどうするんやという話になってきますので、これはそのとおりの指摘なんですけども、これにかわるものをここへちょっとつけ加えとかないと、ぐあい悪いんじゃないかなという気はするんですけど。

東委員長 鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 そのあたり報告書をまとめる段階で、今後、政策提言という形の部分が、もしくはその決算審査というところの切り分けの部分で、そういったところは恐らく今後の決算審査の部分では、このあくまで外出支援サービスの現状についての意見なので、その代替策であるとか対応策であるというのは、今後の政策提言という形なので、報告書に盛り込むことではないと、それは議論があったんですけども、そういうふうに切り分けしてこの報告書はまとまっているので、それでもし御理解いただけるのであれば、このままかなと思います。

東委員長 結構、今みなしが多いんで、その辺でかなり議論があったようです。

まだ時間に余裕がありますので、どしどし自由討議をお願いしたいと思います。

じゃあ、稲田委員、どうぞ。

稲田委員 教育委員会のところ、6ページの10行目の不登校・いじめ対策についてなんですが、不登校・いじめ対策について、教職員と児童生徒ということなんで、小学校、中学校に関してやと思うんですが、やはり、ここに保護者という一言を加えていただきたいのが、怠けるほうの、怠学にしても学校側で把握しているというのは、怠学とかに関しては把握しているんですが、不登校とかいじめに関しては、学校だけじゃなくて、ふだんの生活の中から少しの変化が見られたことから発覚する場合もありますので、是非ここに保護者という言葉を加えていただきたいと思います。

東委員長 鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 稲田委員の教育委員会のその不登校・いじめに関しては、確かにその文言を入れても差し支えないかとは思うんですけども、報告の中に関係機関というところで全て含んでしまっているという部分があるので、そのあたりも確かにありますので、先ほど言ったとおり、これが議会に対しての報告になるので、内部報告になるので、そのあたりもし今後、政策提言の中で保護者との連携みたいな部分が何か提案できるのであれば、そちらに盛り込んでいもいいのかとも思いますけども、そこは文言入れる入れない大した問題といたらいけないんですが、どちらでも差し支えないかと思います。

東委員長 稲田委員、どうぞ。

稲田委員 学校にまずいじめがあるかと聞くと、まずないと答えます。なぜかというと、学校側は表に出したくないし、全て把握していない状況です。

保護者から見ていじめか、それがいじめでないか、ただ単に自分の子のわがままなんかというのは、判断しにくいもので、それで学校側の調整が必要と思う部分に関して。それで昔なかった今言うモンスターペアレントとかって、学校と保護者の関係というのがもう本当に上辺だけのつき合いになってしまって、心を割って話すような機会がないんで、それを今まで補っていたんがPTAという組織なんですが、それも今形ばかりのものになりつつあるとしています。

ですから、保護者という文言がどうこうとかじゃなくて、やはり、ふだんの生活の変化を見るという部分で、関係機関というところ、どうしても行政側になってしまうんで、保護者という言葉が必要でないかなと思ったわけです。

東委員長 鈴木委員。

鈴木委員 おっしゃるとおりだと思いますし、間接的にでもこの決算の審査報告が、

各部局目を通すものであるのであれば、確かに保護者であるとか、地域ということ  
を明確に明示したほうが、関係機関等というようになると、行政側というか、形  
のある組織という位置づけというか、ニュアンスが強いので、そこは是非盛り込む  
べきかなというふうに思います。

東委員長 ほかにありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 今のちょっとつけ足しなんですけども、不登校・いじめのことに  
関しては、総務文教のほうでもやはり報告が上がってきたりで、その対策である  
とか、その実態把握の仕方等々が審議しておりますので、その点もお伝えしてお  
きます。

あと、その下の教員マイスターとか特別支援員のこと、これは制度としてある  
んですけども、どちらかという評価が教職員の内部評価に近いものがあるので、  
ここに書いてあるとおり、受益者である児童生徒・保護者、そういったところの  
意見も聞けるところがありますので、そのあたり審議経過の中では不登校・いじ  
め対策についてもそのことは言えるかなと思いますし、そのことが伝わってい  
るかなとも思いますので、その点は審議の経過としてお伝えしておきます。

東委員長 大畑委員、どうぞ。

大畑委員 都市計画税の関係でちょっと御意見といいますか、言わせていただ  
いて、その後議論がないんですけども、ここもちょっと鈴木委員から答弁があ  
ったように、この文言はその質問に対する回答でしたということじゃなくて、  
都市計画税本来の意味について言われたことであるとか、あるいは税率の見直  
しも含めて意見が出ているのであれば、そういうことを文言として残すべき  
じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

東委員長 飯田委員、どうぞ。

飯田委員 その中で、これから先、区画整備、要するに都市計画整備がず  
っと滞っておったという中で、この後、区画整備が進んでいく中で、使用  
目的を変えていくという方向で考えたいというようなことは答弁の中であ  
ったように思うんですけど。

東委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この都市計画税のことは、先ほど審議経過の中でというか、こ  
ういう話があったということで御説明していたと思うんですけど、確かに、  
都市計画税のそもそもなぜ特定地域にかけられるのかという部分で、地価  
が上がったりとかそういった利益をこうむるというか、都市計画が進行す  
ることによってこうむるので、それにかわるというか、受益者負担とい  
う意味があるんですけども、その

バランスを欠いているということは、確かに審議もしましたし、言っています。

先ほど来から、この報告書がどこに宛てられるものかという部分でいくと、そのあたりで決算を認定するに当たっては、今のこの文言にはなかなか入っていないんですけども、そういった審議があったという御報告で事足りる部分もあるかなと思いますので、もしその件に関してほかの委員の方意見があれば。文言的にはこれで報告書はいいかと思うんですけども、審議経過の中で説明をすることで事足りるかなというふうには私の見解なんで、ほかの委員の方、御意見いただければと思います。

東委員長 ほかの委員の方、何か意見があれば挙手をしてください。

ありませんか。

実友委員、どうぞ。

実友委員 都市計画税のことについて、今、鈴木委員が言われましたように、ここに書いてあるとおりでいいかなというふうに思います。といいますのは、現在、下水道、それから公園、そういった事業しかしておりません。これから区画整理関係から例えば道路整備とか、下水道とか、そういった事業に入っていく可能性がありますけども、これからの問題でありますので、現在はこれでいいんじゃないかなというふうに思います。

東委員長 いろいろと意見が出ておりますけども、ただいまも議論されてはいますが、都市計画税に関しては、この後、皆さんにお諮りをしますけども、決算にかかる重要政策の評価ということ、またこの後引き続き決算委員の審査をしていただいた決算委員の方にまたしていただくということがありますので、その辺でまたしっかり議論をしていただいたら結構かと思えます。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員 自由討議やないんですけども、訂正をちょっとお願いしたいんです。

訂正というか、3ページです。先ほどこの質疑の中で出ておりましたけども、まちづくり推進部の不用額が1,048万円ということで、私はこの1,048万円、これは1,300万円に訂正されたらいいんじゃないかなと、このように思うわけなんです。

もう1点、5ページの上から7行目あたり、観光においてはと、その下ですか、観光協会と森林王国協会の事業を推進する中での各団体の住み分け、この住み分けの住みがこの字でええんかどうか、ちょっと間違いやないかなと私は思うんですけども、いかがなものでしょうか。

東委員長 今、藤原委員から2点ありました。1点目の決算額については、この後

はっきり記したほうがいいのかと思います。

それと、2点目に言われました住み分けという言葉は、これで私はいいかと思います。それぞれがそれぞれの役目をしっかり持ってやっていくということの意味なんで、いいかなと思いますけども、ほかに意見がありましたらどうぞ。漢字のことですよ。漢字のことを言っているんですけど。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 確かに、不用額の件は先ほど話になったとおりだと思います。

住み分けの住みは、棲家の棲、どういう字かちょっと何となくイメージはあるんですけど、お答えできないんですけど、多分木辺に妻というほうが、そこは後から調べてもらえば、これだと、もしかしたら違うかもしれません。

あともう1個、すみません、文言訂正という意味で、ちょっと確認も含めてでちょっとチェックを見落とししたんであれなんですけど、4ページの健康福祉部の特定健診のところなんですけど、最初に受診率が40%でさらに検診率、これ同じことを言っているかと思うんですけど、このあたりをどちらかに統一したほうがいいかなと思うんで、違う文言だと違う数値なのかという誤解をされるので、どちらか、ここも文言の部分なんで、これは特に意見云々というよりも、後で調べて合わせればいいかなと思います。

以上です。

東委員長 ちょっと自由討議から脱線をして、ちょっと文言のところに入っていますけども、今、藤原委員からも住み分けのその漢字、言葉はいいけども漢字の部分がありまして、私はこの漢字でいいと申し上げましたけども、ほかにもう少し調べて委員長のほうでまた考えてみたいと思います。

それから、この受診率と検診率、これも文言を少しまとめてみたいと思います。

これで申し上げましたように、自由討議を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は1議案ずつ起立により行います。

まず、第94号議案を採決します。

第94号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

東委員長 起立多数であります。

よって、第94号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第95号議案を採決します。

第95号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

東委員長 起立多数であります。

よって、第95号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第96号議案を採決します。

第96号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

東委員長 起立全員であります。

よって、第96号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第97号議案を採決します。

第97号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

東委員長 起立全員であります。

よって、第97号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第98号議案を採決します。

第98号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

東委員長 起立多数であります。

よって、第98号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第99号議案を採決します。

第99号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

東委員長 起立多数であります。

よって、第99号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第100号議案を採決します。

第100号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

東委員長 起立全員であります。

よって、第100号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第101号議案を採決します。

第101号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

東委員長 起立全員であります。

よって、第101号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第102号議案を採決します。

第102号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

東委員長 起立全員であります。

よって、第102号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第103号議案を採決します。

第103号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

東委員長 起立全員であります。

よって、第103号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第104号議案を採決します。

第104号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

東委員長 起立全員であります。

よって、第104号議案は、認定すべきものと決しました。

次に、第105号議案を採決します。

第105号議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

東委員長 起立全員であります。

よって、第105号議案は、認定すべきものと決しました。

以上で、第59回宍粟市議会定例会付託案件審査、平成25年度決算認定12議案の審査を終了いたします。

本会議に提出する報告書は、私と小林副委員長に一任をお願いします。

それでは、次第(2)のその他に入ります。

決算に係る重要施策の評価及び新年度予算に関する意見についてであります。執行機関を監視・評価する体制として、決算委員会より前年度の決算の審査と施策評価を行い、次年度予算へ提言すると協議をさせていただいておるところであります。

このことについて決算委員会の閉会中の審査として決定してよろしいですか。

お諮りします。

( 「 異 議 な し 」 の 声 あ り )

東委員長 異議がないようですので、決算に係る重要施策の評価及び新年度予算に関する意見については、決算委員会の閉会中の調査事項と決定をいたします。

以上ですが、ほかに何かあれば。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

東委員長 それでは、ほかに何もありませんので、本日の委員会はこれで終了いたします。

小林副委員長、どうぞ。

小林副委員長 本日、予算決算常任委員会、お昼からということで非常に出にくい中、御苦労さんでございました。

第94号議案より第105号議案の12議案、全て可決をいたしました。

予算決算委員会の皆さん、決算委員会の皆さん、本当に御苦労さまでございました。

長時間にわたり大変御苦労をかけました。本当に御苦労さんでございました。

これをもちまして、予算決算常任委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(午後 2時53分 閉会)